

神戸市環境局からのお知らせ

事業系資源紙の排出禁止へ 規則改正案のご意見を募集します

○改正の背景

事業系の可燃ごみには、資源化が可能な紙類（資源紙）が多く含まれています。（可燃ごみの 8.2%、約 1.4 万 t）

神戸市では事業系ごみの更なる減量と資源化を推進するため、資源紙の可燃ごみへの排出を禁止する規則改正を検討しています。

皆さまの資源化への取組が、資源を有効に活用して廃棄物を減らし、環境への負荷を低減する「循環型社会」に繋がります。

○改正の概要

『神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則』に定める受入基準を改正し、事業系ごみの資源紙について市の廃棄物処理施設への搬入を禁止します。対象となる事業系資源紙（コピー用紙、段ボール、雑誌、チラシなど）は、市の焼却施設へ搬入できなくなり、資源紙を取扱う事業者等を通じてリサイクルしていただく必要があります。（詳細は裏面をご参照ください。）

○施行予定日 ： 2027 年 10 月 1 日



○ 意見募集

● 意見募集期間

2026 年 10 月 1 日～11 月 2 日

● 意見の提出方法

意見送信フォームから提出のほか、郵送、

FAX、email、持参による提出が可能です。

詳細は意見公募手続き閲覧資料をご確認ください。

意見公募手続
ホームページ↓



○ 紙類の資源化方法

資源紙を分別し、次の方法でリサイクルをお願いします。

● 事業系資源紙取扱事業者による回収

事業系資源紙取扱事業者に回収を依頼するものです。

※資源紙の量や種類、市場価格等によっては、有価回収（買取）される場合があります。

● 事業系資源紙回収協力事業者に持ち込む

営業時間内であれば、いつでも無料で持ち込むことができます。

※資源紙の量や種類、市場価格等によっては、有価で買い取りされる場合があります。

● 市内各所の事業系資源紙回収拠点に持ち込む

資源紙を手軽に持ち込むことができる無人の回収拠点です。

● 現在契約している、事業系ごみの収集運搬事業者による回収

事業所から出る
資源紙のリサイクル
ホームページ↓



問い合わせ

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

電話 | 078-595-6110 FAX | 078-595-6250

e-mail | gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp